○内閣府令第二十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年九月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係） 項目：主要な業務の状況を示す指標 記載する事項：一　業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） ［二～六　略］ ［略］	**別表第一**（第十九条の二第一項第三号ハ関係） 項目：主要な業務の状況を示す指標 記載する事項：一　業務粗利益及び業務粗利益率 ［二～六　同上］ ［同上］
別紙様式第11号（第34条の24第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで） 銀行持株会社名 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名　印 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 第１　中間事業概況書 ［１～４　略］ ５　連結自己資本比率等の状況 第２　［略］ （記載上の注意） ［１～６　略］ 第１　第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～４　略］	**別紙様式第11号**（第34条の24第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 中間業務報告書 第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで） 銀行持株会社名 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名　印 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 第１　中間事業概況書 ［１～４　同左］ ５　連結自己資本比率の状況 第２　［同左］ （記載上の注意） ［１～６　同左］ 第１　第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～４　同左］